

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成15年 6月 第2回訂正分)

三井海洋開発株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成15年6月23日に関東財務局長に提出し、平成15年6月24日にその届出の効力が生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成15年5月28日付をもって提出した有価証券届出書及び平成15年6月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集3,300,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し4,175,000株(引受人の買取引受による売出し3,200,000株・オーバーアロットメントによる売出し975,000株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成15年6月20日に決定しましたので、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 証 券 情 報

第1 募 集 要 項

2. 募 集 の 方 法

平成15年6月20日に決定された引受価額(940円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4. 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(1,000円)で募集(以下、「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

欄外注記の訂正

3. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1. 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2. 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」(以下、総称して「本募集並びに本売出し」という。)にあたっては、需要状況を勘案し、本募集並びに本売出しとは別に975,000株について、野村證券株式会社が当社株主である三井造船株式会社より借入れられる当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を追加的に行います。

(注)3.の全文削除

3. 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

欄内の数値の訂正

「発行価格」の欄：「未定(注)1.」を「1,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1.」を「940円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき1,000円」に訂正。

「摘要」の欄：

3. 申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき940円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
6. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については下記の(注)1.をご参照下さい。
7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。
需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。
需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

摘要7.の全文削除

欄外注記の訂正

- (注) 1. 発行価格の決定に当たりましては、仮条件（840円～1,000円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

申告された総需要株式数は、公開株式数6,500,000株（募集株式数3,300,000株及び売出株式数3,200,000株）を大きく上回る状況であり、機関投資家及び一般投資家から多数の需要が申告されていたこと

申告された需要の価格別の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと

申告された需要の件数が多数であったこと

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケットの環境の状況や最近の新規公開株の市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は940円と決定いたしました。

2. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成15年6月12日に公告した発行価格（714円）及び平成15年6月20日に決定した引受価額（940円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 新株式に対する配当起算日は、平成15年7月1日といたします。

(注)2.3.の全文削除

4. 株式の引受け

欄内の数値の訂正

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成15年7月1日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき940円）を払込むこととします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき60円）の総額は引受人の手取金となります。

欄外注記の訂正

- (注) 1. 上記引受人と平成15年6月20日に元引受契約を締結いたしました。

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

欄内の数値の訂正

「払込金額の総額」の欄：「2,853,840,000円」を「3,102,000,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「2,801,840,000円」を「3,050,000,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注)1.の全文削除

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額3,050,000千円については、リース、チャーター及びオペレーション事業の拡充に対処するため全額を投融資（関連会社MODEC FPSO B.V.におけるFPSO(注)の取得に伴う出資及び貸付）に充当する予定であります。

第2 売 出 要 項

1. 売 出 株 式（引受人の買取引受による売出し）

平成15年6月20日に決定された引受価額（940円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下、「第2 売出要項」において引受人という。）は下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,000円）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「2,944,000,000円」を「3,200,000,000円」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額」の欄：「2,944,000,000円」を「3,200,000,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1. 本募集並びに本売出しにあつては、需要状況を勘案し、本募集並びに本売出しとは別に975,000株について、野村証券株式会社が当社株主である三井造船株式会社より借入れる当社普通株式のオーバーアロットメントによる売出しを行います。
2. 本売出しの主幹会社は野村証券株式会社であります。本売出しに関連してロックアップに関する確約が行われる予定ですが、その内容に関しては「第一部 証券情報 事業の概況等に関する特別記載事項 8. ロックアップについて」の項をご参照ください。

(注)1.2.の全文削除

2. 売 出 し の 条 件（引受人の買取引受による売出し）

(2) ブックビルディング方式

欄内の数値の訂正

「売出価格」の欄：「未定(注)1.」を「1,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1.」を「940円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき1,000円」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)2.」を「(注)2.」に訂正。

「摘要」の欄：

5. 売出価格の決定方法は、第1 募集要項 3. 募集の条件 (2) ブックビルディング方式の摘要6.と同様であります。
6. 上記引受人の販売方針は、第1 募集要項 3. 募集の条件 (2) ブックビルディング方式の摘要7.に記載した販売方針と同様であります。

欄外注記の訂正

- (注) 1. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。
2. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき60円）の総額は引受人の手取金となります。
3. 上記引受人と平成15年6月20日に元引受契約を締結いたしました。

3. 売 出 株 式（オーバーアロットメントによる売出し）

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「897,000,000円(注)3.」を「975,000,000円」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額」の欄：「897,000,000円」を「975,000,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1. 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに本売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。
2. オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である三井造船株式会社から借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成15年5月28日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とし、払込期日を平成15年7月29日とする当社普通株式975,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、平成15年7月2日から平成15年7月22日までの間、上記のオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主である三井造船株式会社から借入れる株式の返却を目的として、取引所において本件第三者割当増資にかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引がなされた場合、本件第三者割当増資にかかる割当てにおいては、かかるシンジケートカバー取引により取得した株式数に対応する株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。また、当社は平成15年5月28日に本件第三者割当増資に関わる有価証券通知書を、また、平成15年6月12日に有価証券通知書の変更通知書を関東財務局に提出しております。
3. 本売出しの主幹事会社は野村證券株式会社であります。本売出しに関連してロックアップに関する確約が行われる予定ではありますが、その内容に関しては「第一部 証券情報 事業の概況等に関する特別記載事項 8. ロックアップについて」の項をご参照ください。

(注)3.の全文削除

4. 売 出 し の 条 件（オーバーアロットメントによる売出し）

(2) ブックビルディング方式

欄内の数値の訂正

「売出価格」の欄：「未定(注)1.」を「1,000円」に訂正。

「申込期間」の欄：「(注)1.」を削除。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき1,000円」に訂正。

「摘要」の欄：

4. 野村證券株式会社の販売方針は、第1 募集要項 3. 募集の条件 (2) ブックビルディング方式の摘要7.に記載した販売方法と同様であります。

欄外注記の訂正

- (注) 上記売出価格、申込期間及び申込証拠金については、前記2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）において決定される売出価格、申込期間及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。

(注)1.の番号及び2.の全文削除